

## 令和3年度2月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和4年2月10日（木）  
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場本庁舎3階大会議室  
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 今日は召集なし  
 事務局 2名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局長	これより令和3年度第11回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、4番 畑委員・5番 野坂委員にお願いします。
4 報告	【報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第17号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第17号の1～11について朗読
加川議長	皆様の方から報告第17号1～11について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第17号1～11について報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第52号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第52号-1の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりました。そうしますと、1番から審議いたします。 畑委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひいたします。
畑委員	昨年の12月26日に別件の議案があった時に、福島委員、池口委員と事務局の安藤さんとで、現地を確認しています。以前となりにハウスみたいなものが何十年も前から建っていました、そのあたりに車庫みたいなものが2軒ほど増築されまして、現在はほとんど宅地化されています。最初の時は農地転用の一部転用ということでしたら、いつのまにか増築されていました。12月26日に事務局並びに私および3名で確認しています。農地として復旧することは困難ですし、自宅の続きですので、宅地としてもよろしいのではないかと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。 2番の方は、またあとで説明します。以上です。
加川議長	説明が終わりましたが、議案第52号-1につきまして、皆様の方から何かご意見・ご質問等ありますでしょうか。
加川議長	全員賛成。議案第52号-1は、承認されました。
事務局	議案第52号-2の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりました。 畑委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひいたします。

(

(

	2番の案件は、1月26日に池口委員、福島委員と事務局の安藤さんとで、現地を確認いたしました。
畠委員	航空写真を見てもらえばわかると思いますが、山林となっていまして、農地パトロールでもB判定になっています。周りの方もほとんど山林となっていますので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
加川議長	説明が終わりましたが、議案第52号-2につきまして、皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、議案第52号-2の採決に入りたいと思います。 議案第52号-2の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第52号-2は、承認されました。
事務局	議案第52号-3の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりました。 篠田委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひします。
篠田委員	1月7日に安酸委員、中村委員、井上委員と事務局の安藤さん、それから申請者の方も確認に来られています。6名で現地を確認しています。 この土地ですが、前回の会議の時に、申請者の方が非農地で牛舎を建てられるという話をしましたが、そこの一帯です。そこに、今畜産農業者の方が牛舎を建てられている所がありますが、その登記が畑のままで、牧場となっていなかったということでした。この際、きちんとしたいということでした。 それからもう1件、ここも申請者の方の土地なのですが、ここに別の畜産事業者の方が牛舎を建てて牛を飼っておられます。そこもいっしょに、畠だったのを牧場にしたいということです。もう農地としては利用できないということです。 何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	安酸委員、何か補足説明等ありますでしょうか。
安酸委員	さきほど篠田委員が言われたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	ちょっとといいでしょうか。畜産事業者の方の牛舎はどちらですか？
篠田委員	どちらも畜産事業者の方の牛舎です。今建っている牛舎は、畜産事業者の方の牛舎ですが、土地は申請者の方の所有です。
加川議長	土地は申請者の方の所有だけど、牛舎は両方あるのですか。
篠田委員	そうです。
加川議長	どちらも使われているのですか。
篠田委員	申請者の方が前回の定例会の時に、非農地証明を取られたのですが、その上には申請者の方が建てられるということです。
加川議長	この件につきまして、皆様の方から何かご質問・ご意見等ありますか。
加川議長	質問がないようですので、議案第52号-3の採決に入りたいと思います。 議案第52号-3の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第52号-3は、承認されました。
加川議長	議案第53号 農地法の適用に係る証明願について、事務局から説明をお願いします。

(

(

事務局	議案第53号1の朗読、説明
加川議長	事務局の説明が終わりました。
加川議長	安酸委員、何かありますか。
安酸委員	これも1月27日に篠田委員、中村委員、井上委員、事務局の安藤さんと現地を確認させていただきましたが、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいいたします。
加川議長	篠田委員、この案件につきまして、説明をお願いします。
篠田委員	さきほど安酸委員の方からもありましたが、農地法の適用ということです。1月27日に現地確認したところ、図面では水路が入っていて、上と下で分かれているような田なのですが、今はこの水路は無くなっています。これを町から払い下げてもらっているということで、その後に農地の適用を受けています。その近くで、田を耕作されている方に所有権を移転されるということです。審議のほどよろしくお願いいいたします。
加川議長	議案第53号につきまして、皆様の方から何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。
畠委員	これは町の方から、結局払い下げるという形になるわけですか。単価はいくらですか。
事務局	単価は把握していませんが、いったん農地に入って来るので、今回農地に編入するわけですが、農地に編入されれば、その後伯耆町と所有権取得予定者との農地法第3条の規定による申請書が出てまいりますので、そちらに単価が記載されてくるのではないかと思っています。
畠委員	わかりました。まんざら無償ではないですよね。
事務局	無償ではないです。
畠委員	わかりました。その時にまた確認します。
加川議長	それ以外に皆様の方から何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。
加川議長	道路を農地にするのに、結構工事費がかかるのではないですか？
事務局	現況がすでにもう一枚の田です。この図面は筆のラインを囲っているだけで、この赤と青のラインを取れば、もう一枚の田になっています。ですので、この筆のラインは現実にはなくて、一枚が三枚に分かれているところで、もうこの青い部分も水稻が作付けされています。
加川議長	ここは圃場整備がしてありますよね？
事務局	ここは圃場整備がしてあります。ですので、ここが昔、形がどうなっていたかはわかりませんが、間に公衆用道路が通っていたということなのですが、現実はもうすでに何年も田になっています。工事をして入れるというよりは、もうすでに田であるものを田にするということです。それでお願いします。
加川議長	そういうことですので、よろしくお願いします。
加川議長	他にご意見がないようですので、議案第53号の採決に入りたいと思います。議案第53号の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第53号は、承認されました。
加川議長	議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をお願いします。

(

(

事務局	議案第54号-1の朗読、説明 議案第54号-2の朗読、説明
加川議長	事務局の説明が終わりました。 この議案は、1番と2番～5番に分けて審議します。
加川議長	事務局の説明が終わりました。 篠田委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひします。
篠田委員	さきほどの議案の現地確認と同じ日の1月27日に現地確認を行いました。 この譲渡人の方は、先ほどから出ていますが、米子市の方に転出されておられて、もう帰られないということで、どなたか近所の方に田を作つてほしいということで、譲受人の方に話があったようです。譲受人の方は現在も田を作つておられて、機械等も持つておられて、管理等もされると思います。 何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	安酸委員、何か補足説明等ありますでしょうか。
安酸委員	1月27日に現地確認を行つて、別に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりました。議案第54号-1につきまして、皆様の方から何かご意見等ありますでしょうか。
加川議長	ご意見がないようですので、議案第54号-1の採決に入りたいと思います。 議案第54号-1の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第54号-1は、承認されました。
事務局長	議案第54号-2～5番を一括して説明していただきたいと思います。
加川議長	亀山委員、この案件につきまして、説明をよろしくお願ひします。
亀山委員	1月27日に小西委員、内田委員と事務局の安藤さんとで現地の方を確認いたしました。一番端の5番の畑は、別の農業者の方がキャベツを作つておられましたが、きれいに整地されていました。ただ真ん中2枚が、若干木が生えていて大変ですが、今この下側の所も、全部もう葡萄の杭が立つてあるような状態ですが、徐々にやっていかれると思いますので、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりました。議案第54号-2～5番につきまして、皆様の方から何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。
野坂委員	あのような山の中の荒れた農地の単価としては、ちょっと高いと思います。
加川議長	譲受人の方は、お金を持っておられるでしょうから。
野坂委員	ただこれが前例になると、大変だと思います。
畑委員	今回のケースだけのことだと思います。
亀山委員	この写真はかなり古いもので、この辺の木が生えている所がありますが、もう葡萄の木は、伐採してあります。
畑委員	もう木は、伐採してあるのですか。
亀山委員	2番と4番の所の農地の真ん中の方ですが、ほとんど木の方も枯れたような状態になっていますので、機械を持っておられますし、すぐ伐採出来ると思います。従業員も、3人位常時おられるそうですので。



加川議長	そういうことですので、ご承知下さい。
加川議長	それ以外に皆様の方から何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。
加川議長	他にご意見がないようですので、議案第54号－2～5番まで一括で、採決に入りたいと思います。 議案第54号－2～5番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第54号－2～5番は、承認されました。
加川議長	議案第55号 開発事業計画協議書の内容に関する意見について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第55号の朗読、説明
加川議長	事務局の説明が終わりました。
加川議長	議案第55号につきまして、皆様の方から何かご意見等ありますでしょうか。
野坂委員	これを見た時にちょっと疑問なのは、雨水放流は、丸合の前の貴住川に流れるですか？
安酸委員	4区は私の居住している区なので、回覧を回しましたが、多分違います。 場所は溝口タクシーの向かいに、下村歯科医院等があります。下村歯科医院のところにもとは田だったの昔から溝がずっとあります。その溝に入れると、溝口タクシーの前に道路がありますが、その中を潜って、今もあるふたば旅館と溝口タクシーとヤンマーの間を通って、それから今度回って、本庄の家とか下村歯科医院の後ろとかに溝があるので、多分流れしていくようになります。
野坂委員	それが丸合の所まで流れていくのではないですか。
安酸委員	丸合の所までは、多分流れないと思います。
野坂委員	そうすると、どこに流れていくのですか。直接日野川に流れますか。ほとんどが丸合の前を通っていきませんか。
安酸委員	日野川には流れません。高橋の家の後ろを通って、それから道路の下を通って、ヤンマーとふたば旅館の間の溝を通って、そこから今度は曲がって、下村歯科医院の後ろに、谷川集落から来ている大きな川があります。
畠委員	最終的には、今安酸委員が言われるように、一番下流は、丸合と警察署の上の所に交差点がありますが、その所で溝口の裏も全部そこに流れるようになります。
安酸委員	最終的には溝口駅前を通ってそこに流れます。
野坂委員	交差点の所にある樋口林業の製材所の後ろに出るはずです。
安酸委員	溝口駅の後ろを通って、最終的にはそこに流れます。
畠委員	野坂委員の言われている所です。
野坂委員	これは問題だと思います。この面積で、後ろに水がたくさん流れると、土地改良区が管理している川に全部入ることになります。
安酸委員	話を聞いたところによると、流れるのかなと私たちは思いましたが、ちゃんとプロの方が測量して計算したら流れるという話でした。
野坂委員	『放流』と書いてあるから、流れるということなのでしょう。
畠委員	最終的にはそこに落とすということですから。

(

(

野坂委員	たまつた雨水は、どうされるのでしょうか。後ろに流すようになっていますが。
安酸委員	この川に流れます。私達もこの川の井手さらいをしています。
野坂委員	<p>そこに流れて行って、尾高井手の土地改良区が樋口林業の製材所の後ろから広がって、地図を見るとそこで合流しています。</p> <p>そうすると、全部管理をしないといけなくなります。特に5月から9月までは雨が降らなくても、毎日国交省に報告書を提出しないといけません。それが細見の上にあります。そこを全部調整しないといけなくなります。一番下の『開発同意』のところに尾高井手の土地改良区も入れてもらわないといけないと思います。</p> <p>丸合とは提携を結んでいますから。</p>
安酸委員	そうですか。
野坂委員	あそこから時々、いろんなゴミが流れてきますから、これは提携を作らないといけないということで作りました。
安酸委員	そうなると思います。
野坂委員	これは溝口連合区の人だけの同意ですね。尾高井手の土地改良区にも同意してもらっておかないと、極端なことを言えば、油でもなんでも流されたら困ります。
安酸委員	私たちはどこに流れるのかという話はしました。最初言われたように、最終的には丸合の前に入ってきます。その先にずっと多分流れていきます。
野坂委員	丸合が終わったら、すぐ尾高井手の土地改良区の水路に入ってきます。
安酸委員	多分、丸合の前だと思います。
野坂委員	そこから日野川に流れるところはないはずです。
篠田委員	ずっとそこから流れずに、下の樋門の所に流れて行くと思います。
野坂委員	ちょうど樋門の下に行くと思います。
安酸委員	<p>ヤンマーの辺りに狭い水路があります。</p> <p>ただ測量して、どうも流れるということですから。</p>
加川議長	<p>よく常設の委員会でも話が出ますが、今、集中豪雨みたいなゲリラ豪雨がありますから、その辺の事も計算に入れてもらわないと、それが毎年あるような感じで設計をしてもらわないといけません。</p> <p>普通の雨だったら多分流れると思いますが、今ゲリラ豪雨が極端に発生しますから。</p>
安酸委員	溝口駅の所の川が集中豪雨で水が溢れますから。
野坂委員	大江集落の所は、日野川からはあまり流れませんが、貴住の方からゴミが流れてくるので、鉄格子を設置しています。
加川議長	スクリーンを設置して、ゴミが入らないようにしているわけですね。
野坂委員	それを役員が二日に一回、それを開けています。年間軽トラックで3台くらい焼却処分しないといけません。私が昨年までしていましたが、どうにかすると、田の草のひえを抜いた物まで流れてきます。
加川議長	これは尾高井手の土地改良区の同意を取った方がいいと思います。
事務局	転用の時に取った、土地改良区の同意書がありますので、それを尾高井手の土地改良区に取ってもらうようにします。今日の話では溝口だったので、溝口には土地改良区がないのでということでしたので。では尾高井手には関係するので、尾高井手の土地改良区

(

(

	の同意を取ってもらいましょう。
加川議長	今話をしましたので、尾高井手の土地改良区の同意をもらうことにしました。
野坂委員	そうしないと、消防署の前の大江集落の所がオーバーフローすることがあります。
加川議長	わかりました。野坂委員、ではそういうことで、御了承ください。
畠委員	同じようなことですが、この東側と西側というのをお聞きしたいと思います。 これは地図や航空写真でいえば、上が北で下が南でありますか。
加川議長	こうして見ると、右側の駐車場が北側になっています。
事務局	溝口タクシー側が北です。
畠委員	水路が西側と東側だけになっていますが、南側と北側には水路がないのでしょうか。敷地内だったら、周囲にぐるりとあるのではないかでしょうか。これには勾配が付いていて、道路側は国道側に向けて全部流れるのではないかですか。最初は西側の方に流れるのではないかと思います。 西側ということは国道側に全部最初水が流れるということです。 低い方を埋め立てて、国道とべたにされるわけですね。
安酸委員	ツラにはならないと聞いています。他のファミリーマートさんとかはツラになっていますが、どうも国道より2~3メートル低いと聞きました。
畠委員	では斜めに入るようになるのですか。ということは進入路というのは、溝口タクシーの所はちょっと斜めに入ってあっちからだと低いところは入れないでしょうから、国道側から入ろうとした場合は、相当段がついています。
安酸委員	国道からは入れないので、溝口タクシーの前から入る計画とは聞きました。国道とツラには出来ないという話を聞きました。
畠委員	それをちょっとお聞きしようと思いました。
加川議長	下の落ちた所に、店が建つのですか。
安酸委員	昔は国道とツラで埋め立てが出来たけど、今はそれが許可できないという話で、それで国道より3~4メートル低いということです。
加川議長	今も3~4メートル低くなっていますか。
安酸委員	今は3~4メートルどころではなく、もっと低いです。
野坂委員	議案には、現況は3~4メートル低いとなっています。
事務局	現状はそうなっています。斜めに入ってくるような感じになります。
畠委員	高さはツラにならないものですか。
安酸委員	出来ないということです。
野坂委員	そうすると駐車場が斜めになっていると、雨水が一発でよけいに入ってしまいませんか。
畠委員	そこに歩道はありますか。
安酸委員	歩道はあります。
野坂委員	今みたいな豪雨があると、雨水が一発で流れ込んできます。
畠委員	こここの敷地内だけでも、道路が上流部の雨水がここに全部流れて入ってきます。
加川議長	相当大きな水路で流していくかといけません。
畠委員	こここの水路は別段いいとしても、今現状ある下流部の水路がもつかどうか、わかりません。この水路をいくら大きくしても、下流の水路がもたなければオーバーフローして

(

(

	しまいます。
野坂委員	オーバーフローするのは大江集落です。大雨が降ると、よく電話がかかってきますから。
加川議長	そこらへんは開発協議の方で、協議してもらいたいと思います。
畠委員	今言ったその分を、野坂委員が言われた岸本土地改良区の方でも、とりあえずお断りして、もう1回協議をしてもらったほうがいいと思います。 でないと、溝口地区だけで協議してゴーサインを出しても、下側から苦情が来ますから、それでもう1回協議したほうがよいと考えます。 でもこれは結局最終的には、県が現地確認に入りますよね。
事務局	県からの現地確認は、入ません。
畠委員	現地確認が入るのは、面積が3,000m <sup>2</sup> 以上です。
加川議長	ですから面積がぎりぎり3,000m <sup>2</sup> 未満なので、現地確認が入ません。
事務局	流量計算とか排水の計算とかは、農業委員会というより、企画の開発部局とか、地域整備課が回答するようになっています。 一応農業委員会の意見としては、農地転用の際には、尾高井手土地改良区の同意を得て下さいということをお伝えするということでいいでしょうか。
加川議長	それくらいでいいのではないか。
畠委員	県の現地確認が入らないということであれば、それでいいと思います。
事務局	あとは、次の月3月の定例会に、この議案の転用案件が出てきますので、正式にはその際に農業委員会としては現地立会もしますし、議案の説明もします。
畠委員	今日の分で、結局土地改良区の方の同意を追加して、そことも一応協議してほしいということと、今日のこの審議結果を回答するわけですね。
事務局	そうです。
畠委員	ということは、今出た意見を追加してもらえば。
加川議長	では、それで進めていくように、事務局にもよろしくお願ひいたします。
中曾委員	ちょっと聞いてみますが、借地契約というものは大体何年くらいですか。これはまた継続することも出来ますか。
事務局	普通の契約なので、出来るのではないでしょうか。
中曾委員	そういう契約は、5年単位とか、10年単位とか、20年単位とかと決まっているものですか。
事務局	決まっていません。上限だけは民法で決まっています。 これは農地の契約ではありませんので。ちなみに言うと、農地は最大50年です。権利者が複数名いた場合とかは、過半の同意で20年までの契約が出来るというのが農地の契約です。普通の土地は、何年出来るのかわかりませんが。 ドラッグストアウェルネスが、そういう方針なのではないでしょうか。 多分同じパッケージでどんどん建てていくのではないでしょうか。 どこも同じではないかと思います。
中曾委員	会社の方針ということですね。
野坂委員	問題は契約終了後にどうして戻すかでだいぶ変わってきます。建物を解体して戻す場合もあれば、元も取つ払って戻す場合もあります。
加川議長	今回は建物を解体して更地に戻して返されるのでいいのではないでしょうか。

(

(

	そういうことですので、ご承知下さい。それ以外に皆様の方から何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。
加川議長	わかりました。では採決を取ります。
畠委員	今の野坂委員の言われたことを加えるということでよろしいかということで、皆さんに諮って下さい。
加川議長	では条件付きで、尾高井手の土地改良区の同意について、1筆加えていただくということで、よろしいでしょうか。 議案第55号の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	他にご意見がないようですので、議案第55号の採決に入りたいと思います。 議案第55号の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第55号は、条件付きで承認されました。
加川議長	議案第56号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第56号1～3朗読 議案第56号－1 篠田卓男氏の農用地利用集積計画に関する案件 議案第56号－2 農事組合法人伯耆の郷の農用地利用集積計画に関する案件 議案第56号－3 その他の者による農用地利用集積計画に関する案件
加川議長	篠議案第56号、農用地利用集積計画につきまして、皆様方の方から何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようですので、議案第56号－1～3について 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第56号は、承認されました。
加川議長	議案第57号 農用地利用配分計画（案）の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第57号 農用地利用配分計画（案）の審議についてですが、中間管理機構の事業です。 議案第57号－1 農事組合法人伯耆の郷の農用地利用配分計画に関する案件、朗読 議案第57号－2 その他の者による農用地利用配分計画に関する案件、朗読
加川議長	議案第57号の案件につきまして、みなさま何かご意見、ご質問等ありますか。
畠委員	ちょっとお聞きしますが、最初に出てくる借り手の方は、息子さんとは経営状態は別にされているのですか。労働者の世帯人数は、奥さんと2人になっていますが。
加川議長	労働者は奥さんではなく、息子さんだと思います。
畠委員	そんなに少ないのでしょうか。そうすると忙しい時だけ人を頼んでおられるということですか。
加川議長	1人若い人を雇っておられて、全部で3人です。
畠委員	労働者が2人になっているので、息子さんと経営を別にされているのかなと思いました。
事務局	経営は息子さんと別にされてはいないです。本人は主に水稻関係をして、息子さんが主に畜産関係をされています。

(

(

畠委員	了解しました。
加川議長	他に皆様の方から何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。
加川議長	他に質問がないようですので、議案第57号 農用地利用配分計画（案）の採決に入ります。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第57号は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、皆様方、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	事務局からお知らせですが、こういった体制、農業委員だけでの開催をさせていただこうと思っています。現地立会には引き続き、最適化推進委員の方にもご出席いただきいて、その時に現地で意見を申し出ていただくという形にさせていただこうと思いますので、ご協力をお願いいたします。 それから、毎月定例会の会議の時に、利用権設定台帳をあげさせていただいているが、この度システム改修がありまして、議案の形が変わります。どのような様式になるかわかりませんが、4月以降様式が少し変わります。 というのが、新聞報道でご存知の方もおられるかと思いますが、農水省の方から、ひとつの同じシステムを全部の農業委員会で使ってほしいということです。費用をかけて開発したものです。 会計検査等でも、全国的に問題になっていました。伯耆町もそれを使わざるを得ないということで、今年度それにデータを移行するという作業を一応完了しています。 全国農地ナビというインターネットのシステムに農地の情報が載っていますが、伯耆町はずつと古い情報になっていましたが、2月の頭に作業が終わって、農地の貸借情報などが最新の状態になっています。今後は議案を審議する度に公開すれば、毎月毎月その農地が移動して更新されていきます。 所有者情報などは載っていませんが、家に居ながらにして、色分けとかすると空いている農地が航空写真で一目瞭然で分かるようなことになります。またそういう機能も使って、業務に役立てていただけたらと思います。 伯耆町に限らず、全国農地ナビなので、米子市や大山町、南部町の農地などいろいろ見ることが出来ます。土地情報も、何番地の何平方メートル、地目、農振農用地か否か、そういった基本情報は見ることが出来ますので、また何かありましたら、業務に役立てていただけたらと思いますので、ご承知おきください。
加川議長	皆様方から何かありますか。 ないようでしたら、第11回の農業委員会定例会はこれで終わります。 次回第12回の定例会は、3月10日木曜日の午前9時30分より溝口公民館3階大会議室で行いますので、お集まりください。
7 閉会	午前10時45分

(

(

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会會議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

4番 火田 喜夫

5番 野坂 賢一

